

2019年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

回答:広域連合

保険料段階が第1段階から第3段階までの被保険者のうち、要件に該当する方について独自減免を実施しています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答:広域連合

介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。

## ★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

回答:長寿介護課

介護保険の利用相談窓口として、専門職を配置した地域包括支援センターを市内 18 か所に設置し、要介護認定の申請窓口としても機能しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

回答:広域連合

居宅介護サービス計画において、介護保険制度で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けた場合に、届出を求め、内容の検証をすることとしていますが、一律に回数を制限するものではありません。

## (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答:広域連合

介護施設等につきましては、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

回答:広域連合

ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

## ★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

回答:広域連合

利用者の状態と多様な生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方へは当該サービスを提供しており、当該サービスにおいては期間を区切ることはありません。

- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

回答:広域連合

総合事業は、事業費の上限管理がされておりますが、上限を超過した場合においても必要なサービスが提供できるよう、一般財源及び第1号保険料を財源として、事業費が確保できる体制を整えています。

## (5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答:長寿介護課

サロンや認知症カフェの個人での立ち上げには初期費用が必要となりますので、既存事業の「市民協働推進補助金」の活用についてご案内するほか、活動者相互の交流を図り必要なノウハウの共有や課題の解消に向けた後押しを行っています。

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

回答:長寿介護課

自治体主催の事業のみならず、市民主体で自主的な介護予防に取り組むことができるよう、運動自主グループ立ち上げや継続支援、体操ボランティアの養成等引き続き取り組んでいきます。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答:広域連合

現時点で、受領委任払い制度の実施は、予定しておりません。

## ★(6)介護人材確保について

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

回答:広域連合

介護職員初任者研修の受講支援及び就労加算事業やICT機器導入支援事業などの取り組みにより、介護人材の確保支援に努めているところです。

- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

回答:広域連合

現時点で、広域連合としての介護職員処遇改善の施策は、予定しておりません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答:広域連合

現時点で、広域連合としての1人夜勤の禁止は予定しておりません。人員配置については介護保険法に基づき適切に行うよう、指導しております。

## ★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答:長寿介護課

障害者控除につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取扱いとなります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答:長寿介護課

要介護認定者のうち、障害者控除に該当すると思われる方に「障害者特別控除認定のご案内」と申請書を個別に送付しています。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

回答:国保年金課

国においては毎年3,400億円の公費を投入して国保料(税)の上昇の抑制に努めるとともに、法定軽減対象の拡大も実施しています。また本市においては、一般会計からの繰り入れにより低所得者支援のため独自減免など一定のルールで行い、保険税の上昇を抑制しています。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回答:国保年金課

子どもの均等割保険料の軽減措置については、広域化を含む法改正の付帯決議で継続議論とされており、また全国知事会、市長会などから要望されています。国会の答弁においても引き続き議論していくとされており、議論の動向を注視してまいりたいと考えています。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

回答:国保年金課

納税義務者又は被保険者の傷病・失業・事業休廃止により生活が著しく困難になり、担税力が喪失したと認められる場合に、一定の条件により保険税を減免し

ています。

- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答:国保年金課

資格証明書は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・相談を行うことを目的に行っているもので、納税できない特別な事情がある方を除いたうえで、納税相談や呼び出しなどに全く応答頂けない方、支払い能力があるにもかかわらず納付頂けない方を対象に止むを得ず交付(18歳未満の子ども、母子家庭や障がいをお持ちの方などを除く)しているものです。

また、国民健康保険税を分納している方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために有効期限6か月の短期被保険者証の交付を行っています。

- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

回答:国保年金課

保険税を払いきれない加入者の事情を把握するため、納税相談や訪問指導・調査などを行って対応しています。税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、実施にあたっては支払い能力があると判断できるにもかかわらず納付いただけない方を対象としているところです。

また、短期被保険者証の発行は、国民健康保険税が未納となっている方々の事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために行っています。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答:国保年金課

一部負担金の減免については、平成22年度に取り扱いに関する厚生労働省保険局長通知の一部改正に基づき要綱を一部改正するとともに、生活保護担当課との連携を図るなど、円滑な事務の執行に努めています。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答:国保年金課

支給申請手続の簡素化に向けて検討中です。実施の場合は、支給申請は初回のみとなる予定です。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ、差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、

地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答:納税課

差し押えるときは、判決内容及び法令を遵守し、未納の税金に対して催告を行ない、その後差し押予告を通知してから実施していますが、特に預金の差し押えの場合は、差し押禁止項目でないことを入金内容で確認した上で実施しています。

また、生活困窮者等については、個々の生活実態等を考慮して分納相談に応じるとともに、適正に納税緩和措置を適用するなどの対応をしています。

#### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答:生活福祉課

生活保護申請について申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は行っていません。また適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

回答:生活福祉課

ケースワーカーに専門職である社会福祉士の配置をすすめています。研修についても、国・県等主催の研修への参加、課内研修等を行っています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

回答:生活福祉課

法令に基づき個々の状況に応じて適切に対応しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

回答:生活福祉課

保護の実施要領の定めているところに基づき、年1回の資産申告をして頂くよう適切に取り組んでいます。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

回答:生活福祉課

熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合に、保護の実施要領に基づきエアコンの購入費用を支給しています。

## 5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答:国保年金課、障害福祉課、こども家庭課

補助金を含めて県の動向も見据える中で、福祉施策として充実し、持続可能な制度とするよう努めていきたいと考えています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答:こども家庭課

子ども医療の助成につきましては、平成29年度の12月より中学校卒業まで入通院とも現物給付で無料化へと拡大しました。

対象年齢の引き上げ及び拡大化につきましては、学年が上がるにつれて医療機関への受診状況が低下してくることや、無料化により医療費の増加が見込まれることなどを考慮し、国・県の動向や近隣市の状況も見据えながら、制度の持続可能性や財政状況を見る中で、子育て支援施策全般として総合的な検討が必要と考えています。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答:障害福祉課

通院の助成につきましては、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者を対象に、全診療科目を対象に無料としています。また、入院につきましても、平成29年12月診療分より全診療科目に拡大しました。

自立支援医療(精神通院)対象者につきましては、自立支援医療適用時の自己負担(1割)分を精神障害者医療費助成で無料としています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

回答:こども保健課

妊産婦保健事業は毎年拡大をしておりますが、医療費助成制度は現在のところ実施する予定はありません。国や他市の状況等の情報収集に努めてまいります。

## 6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

回答:こども未来政策課

平成29年1月～2月に愛知県の調査方法に準じて調査を実施しました。この結果を踏まえ、今年度策定の「第2期 子ども・子育て応援プラン」において、子どもの貧困対策を推進

していきます。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

回答:こども家庭課

ひとり親家庭等への自立支援のための施策である自立支援給付金事業や日常生活支援事業などはすでに実施しています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

回答:学校教育課

所得基準額につきましては、平成26年度から生活保護基準額改正前の1.3倍を据え置くことで対応しています。また、申請の受付を随時行っていることは、ホームページや広報とよはしを通じて引き続き周知してまいります。支給内容の拡充については、卒業アルバム代の取り扱いについて現在検討中です。入学準備金の支給は、平成30年度より新中学1年生を対象に実施しており、令和元年度より新小学1年生を対象に実施します。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答:こども未来政策課

昨年度実施した、「小学生を対象とした無料学習支援と子ども食堂」のモデル事業をもとに、子ども食堂等の居場所づくりに必要なマニュアルの作成や、フードバンク事業の実施により、子ども食堂の運営に必要な食糧支援等、寄り添う支援を継続的に実施していきます。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

回答:保健給食課

本市の給食費は食材料費のご負担を保護者の皆さんにお願いし、光熱水費は一般財源となっています。

就学援助の活用により、就学援助該当者の給食費について一般財源で負担しています。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

回答:保育課



保育の受け入れについては、本市の子ども・子育て支援事業計画に基づき、既存保育施設のリニューアル工事に伴う利用定員増や幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に伴う利用定員増を図ることで対応しています。

保育士資格者の確保を図るため、平成30年度より、保育園長の経験を持つ専任職員を配置した「保育士・保育所支援窓口」を開設しています。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

回答:保育課

指導監督基準を満たすように、指導や助言を行っていきたいと考えています。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

回答:保育課

国の免除制度以外に、市独自施策として、18歳未満の第3子以降の子どもの副食費に対して負担軽減措置を実施します。これにより、無償化以前の利用料負担を上回る負担となる世帯はありません。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

回答:障害福祉課

障害者が安心して地域で生活できるよう、グループホームの新設及び改修整備に助成を行うとともに、休日における世話人の配置など経営安定を図るため、グループホーム運営法人に対し施設整備及び運営のための補助金を交付しています。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

回答:障害福祉課

障害福祉サービスの支給決定や報酬算定は、法律や国の通知等に従って行っており、サービス等利用計画案等を参考にしながら、決められた上限時間内で、必要とする時間を支給決定しています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

回答:障害福祉課

移動支援については、今後も引き続き検討を行ってまいります。いまのところ通園・通学・通所・通勤など年間を通じ長期に利用する場合及び入所施設の入所者への拡大については考えていません。

- ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

回答:障害福祉課

障害福祉サービスの支給決定や報酬算定は、法律や国の通知等に従って行っています。

入院時のヘルパー派遣については、原則認められていませんが、障害支援区分6の利用者に対しては、入院中にコミュニケーション等支援として、平成30年4月1日より重度訪問介護のサービスが利用できるように法改定がされています。

- ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

回答:障害福祉課

(障害福祉サービスの支給決定や報酬算定は、法律や国の通知等に従って行っています。)

障害者(児)の福祉サービスの利用料については、市町村民税非課税者または非課税世帯については、負担上限月額を0円としています。給食費については、通所事業所において食事の提供を受けた際に、食事提供体制加算を算定し、実費のみの負担としているほか、入所施設においては、特定障害者特別給付費(補足給付)として光熱水費や食費の本人負担を軽減しています。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

- 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答:障害福祉課

(障害福祉サービスの支給決定や報酬算定は、法律や国の通知等に従って行っています。)

65歳に到達した際には、障害者総合支援法第7条の規定に基づき優先的に介護保険を利用していただくことを原則としていますが、障害の特性により介護保険施設の利用ができない場合など、個人の状況を勘案して障害福祉サービスの継続利用を認める等の対応をしています。なお、介護保険のサービスにないサービスの利用を希望する場合も障害福祉サービスの継続利用が認められており、介護保険サービスだけで賄えない分につきましては、ケアプランに基づき不足分を障害福祉サービスで利用することができます。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

回答: 障害福祉課

(障害福祉サービスの支給決定や報酬算定は、法律や国の通知等に従って行っています。)

65歳に到達した際には、障害者総合支援法第7条の規定に基づき優先的に介護保険を利用していただくことを原則としているため、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取り、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけていますが、介護保険の利用申請を行わないために、障害福祉サービスを打ち切ることはありません。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

回答: 障害福祉課

高齢障害者の利用者負担軽減制度につきましては、該当者を抽出し申請書等の案内を送付しています。

⑦ 障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答: 障害福祉課

(障害福祉サービスの支給決定や報酬算定は、法律や国の通知等に従って行っています。)

グループホームの配置人員については、従うべき基準として全国で統一されたものとなっております。夜間の支援体制の充実については必要な従業者を配置した場合に報酬として評価される夜間支援等体制加算が活用できるほか、重度の障害者への支援については重度障害者支援加算を活用することが可能となっておりますので、既存の加算について活用をお願いします。

また、本市においては、愛知県のグループホームの運営費補助の制度に則り、事業所の人員配置を手厚くする支援を行っています。

⑧ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答: 障害福祉課

(障害福祉サービスの支給決定や報酬算定は、法律や国の通知等に従って行っています。)

平成30年度の報酬改定において、ヘルパーにかかる報酬が増額改定されたほか、個々の職員の賃金改善については、直接処遇職員の賃金改善を行った事業所が算定できる処遇改善加算をご活用ください。

## 8. 予防接種について

★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエン

ザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答:健康政策課

ロタウイルスワクチン、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の予防接種につきましては、既に助成制度を設けております。新たに平成31年4月から、定期接種から漏れた人等に対する麻しん(はしか)の任意予防接種の助成を開始しました。インフルエンザワクチンに対する助成については、重症化のリスク、発症の防止効果、費用対効果等勘案しながら、国や近隣市町の状況等の情報収集に努めてまいります。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答:健康政策課

自己負担額につきましては、県内の他市と比較しても少ない負担となっております。なお、市民税非課税世帯の方などについては、自己負担なしで接種していただいております。定期接種の経過措置が5年間延長され、接種機会がもう一度設けられたため、接種期間内により多くの方に接種していただくよう周知に努めています。また、2回目の接種につきましては、ワクチン再接種後の抗体価の変化や2回目接種の有効性、費用対効果等を勘案しながら、国や近隣市町の状況等の情報収集に努めてまいります。

## 9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

回答:こども保健課

平成30年度より産婦健診(産後2週間)の助成を開始しました。今後産後1か月健診の受診状況や他市の状況なども注視し、産後2回目の実施を検討していきたいと考えています。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答:こども保健課

妊娠中、産後通して1回の助成を実施しています。受診率が50%弱ですので、まずは受診率の拡大を図っていききたいと考えています。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答:こども保健課

現在、健康増進課とこども保健課で2名、常勤の歯科衛生士を配置しています。

**【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

## 1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点为国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

### (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上